

議案第142号

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部孝夫

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第16条中「、第46条及び第46条の2（船員である職員に関する部分に限る。）」を「及び第46条」に改める。

附 則

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

地方公務員災害補償法の一部改正により、同法の規定による補償と船員保険法の規定による保険給付との調整に関する規定が改められたことに伴い、これとの均衡を図るため、この条例を制定するものである。